

徳島商工会議所

M S 認定制度実施要綱

1. 目的

会員事業所の従業員が健康で、やる気と笑顔に満ち溢れ、結果として活気ある地域経済の創出に寄与するため、徳島商工会議所はM S 認定制度を創設し、各事業所の健康づくりに対する意識改革・向上を促し、健康経営の普及に努めるものとする。

※M S 認定とは従業員のやる気（motivation）と笑顔（smile）のために健康経営に取り組む事業所を認定する制度。

2. 認定対象事業所

徳島商工会議所の会員事業所（特別会員含む）とする。

※本店・支店の別、従業員数等の制限はなし。

3. 申請及び認定の流れ

- 別添申請書を徳島商工会議所事務局まで提出する（F A X、Eメール、郵送等）。
- 申請書到着後、事務局担当者が申請事業所を訪問し、取り組み内容の確認を行なう。
- 事務局担当者が確認後、徳島商工会議所健康経営推進委員会が認定可否を審査、決定する。

4. 提出書類

- M S 認定制度申請書
- 定期健康診断の領収書（直近2年分）
- 全国健康保険協会徳島支部の「優良健康づくり事業所認定証」
※ 全国健康保険協会徳島支部以外の被保険者は事務局まで要相談
- 取り組み内容が確認できる写真、書面等

5. 認定基準

別紙認定申請書のうち、次の基準を満たす項目数によって3つにランク分けして認定する。

- ・ダイヤモンド 認定申請書の必須項目 1～3の全項目
認定申請書の一般項目 4～6の全項目
(従業員50人以上の事業所は4～8の全項目)
全国健康保険協会の健康事業所宣言「優良健康づくり事業所認定証」金賞獲得
またはそれに準ずるレベルであること
- ・プラチナ 認定申請書の必須項目 1～3の全項目
認定申請書の一般項目 4～6のうち1項目以上
(従業員50人以上の事業所は上記に加えて7～8のうち1項目以上)
全国健康保険協会の健康事業所宣言「優良健康づくり事業所認定証」銀賞以上
またはそれに準ずるレベルであること
- ・ゴールド 認定申請書の必須項目 1～3の全項目
全国健康保険協会の健康事業所宣言「優良健康づくり事業所認定証」銅賞以上
またはそれに準ずるレベルであること

6. お申込み・お問合せ先

徳島商工会議所 健康経営推進委員会担当

〒770-8530 徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館（KIZUNAプラザ）1階

TEL 088-653-3211 FAX 088-623-8504 Email keieishien@tokushimacci.or.jp